

令和 7 年 4 月 16 日

L-カルニチンの対象家畜（ステージ）の拡大 に関する対応（案）

1 背景

- (1) 飼料添加物については、飼料安全法第 2 条第 3 項に基づき農業資材審議会に意見を聴き、その効果と安全性が確認されたものが指定されている。
- (2) 飼料添加物の指定は、その必要性が高く効果が明らかで、かつ安全性の確認されたもののうちから、必要最低限の範囲において行われることとされていることから、農業資材審議会において確認できた効果あるいは安全性の範囲が限定的である場合には、飼料添加物の給与対象とする家畜（以下、「対象家畜」という。）が定められることとなる。
- (3) 今般、平成 30 年に新規指定された L-カルニチンについて、当該飼料添加物の取扱事業者より、以下のとおり、対象家畜拡大の要望があった。

現行：種豚（体重がおおむね 120kg を超えた豚）用飼料
改正（要望）：種豚育成中（体重がおおむね 60kg を超え 120kg 以内）の豚用飼料に適用拡大

（要望の背景）

現在、L-カルニチンは、種豚育成豚用飼料への添加が認められていない。通常、種豚場では、種豚と種豚育成豚とが混在しており、種豚育成豚が種豚用飼料を摂取してしまう可能性があることから、種豚場で種豚用飼料を使用することができない。

- (4) 仮に、種豚育成中の豚用飼料にも適用拡大を行う場合、成分規格等省令別表第 1（別紙 1 参照）に定められた飼料一般の成分規格等を改正する必要がある。

2 過去の審議状況

- (1) 安全性については、子豚（60 日齢、24.8 ～ 71.4 kg、24.9 ～ 66.3 kg、8 週間）を使用した飼養試験により評価された。
- (2) 効果については、妊娠期の母豚に給与することにより、生まれてくる子豚の体重が増加する効果が確認された。
母豚への効果のみが確認されたため、対象家畜を「種豚」に限ること

とされた。

- (3) なお、種雄豚への効果は確認されていないが、種豚場では種雄豚と母豚とが同居している場合があり、雄豚にだけ給与しないといった管理は現実的でないケースが想定されるとして、安全性に係るデータで雄豚への健康被害等が認められないことも踏まえ、種雄豚及び母豚の両方を「種豚」として対象家畜とした。
- (4) 一方、現行の成分規格等省令の規定において、L-カルニチンの「対象家畜」は、家畜の用途・発育ステージに加えて、おおむねの体重についても記載されている。この規定は、日本飼養標準及び飼料の公定規格(告示。別紙3参照。)における発育ステージの定め方を参考に、「目安」として定められた。

3 経 過

- (1) 現行のようにL-カルニチンを種豚(おおむね120kgを超える)を対象とする飼料添加物に指定した際は、
- ① 安全性に関する飼養試験として60kgの豚を用いていること、
 - ② 効果は母豚のみで確認されているが、飼料の分別管理の実態に鑑み、対象を雄豚含めた種豚としていること、
- また、異なるステージの豚が同居している生産現場では、ステージごとに飼料を分別する管理(特定の体重の豚(種豚育成豚)にだけ給与しないといった管理)は現実的でないことが想定されることを踏まえ、対象家畜(ステージ)に種豚育成豚(おおむね60kgから120kg)も含めることを認めることについて検討した。
- なお、この場合、対象家畜を拡大する改正を行う際は、飼料関係団体等に対し、妊娠期の豚及び授乳期の豚への給与に限って効果が期待できることを改めて通知することを検討。
- (2) 本件について、令和7年3月28日付け6消安第7579号をもって農業資材審議会に対して諮問を行った。令和7年3月31日の飼料添加物効果安全性小委員会において、本飼料添加物の効果・安全性の審議が必要か否かについて確認を行ったところ、効果・安全性の程度が明らかであることから、飼料添加物効果安全性小委員会における審議は不要と整理された。

4 今後の対応(案)

L-カルニチンの対象家畜に、種豚育成用の豚も含めるよう改正を行うことについて、本飼料分科会において審議いただきたい。

改正が適当であることの答申をいただいた場合は、今後食品安全委員会への評価依頼等の手続きを進める。

(参考)

別紙 1

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（抜粋）

（昭和 51 年 7 月 24 日農林省令第 35 号）

別表第 1 （第 1 条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

（1）飼料一般の成分規格

（2）飼料一般の製造の方法の基準

ア～ソ （略）

タ L-カルニチンは、種豚（体重がおおむね 120kg を超えたものに限る。）を対象とする 飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ナ～ヌ （略）

（3）～（5） （略）

2～6 （略）

別紙 2

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

(平成 30 年 7 月 2 日 30 消安第 1181 号 農林水産省消費・安全局長)

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御承知願います。また、下記事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

記

L-カルニチンは、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とし、種豚用飼料に添加する飼料添加物として指定されました。妊娠期の豚及び授乳期の豚に給与することで、子豚の生育が良くなる効果が期待されます。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。

別紙 1 (略)

別紙 2

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について
(概要)

1 改正の趣旨

(1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

(2) 今般、L-カルニチン（注）について新規に飼料添加物として指定するとともに、その成分規格等を設定することについて、法第 2 条第 3 項及び法第 3 条第 2 項の規定に基づき、農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとする。

(注) L-カルニチン

飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とした、種豚用飼料に添加する物質である。

2 改正の概要

(1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正

L-カルニチンを飼料添加物として指定する。

(2) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正

L-カルニチンについて、飼料添加物の成分規格等を設定する。

3 施行期日

公布の日

飼料の公定規格

(昭和 51 年 7 月 24 日 農林省告示第 756 号)

1 配合飼料

(1) 鶏用配合飼料

(略)

(2) 豚用配合飼料

飼料の種類	成分量の最小量 (%)				成分量の最大量 (%)		可消化養分 総量の最小 量 (%)
	粗たん 白質	粗脂肪	カルシ ウム	り ん			
					粗繊維	粗灰分	
ア) ほ乳期子豚育成用配合飼料 (体重がおおむね30kg以内の豚の育成の用に供する配合飼料をいう。)	17.0	3.0	0.60	0.50	4.0	9.0	76
イ) 子豚育成用配合飼料 (体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚の育成の用に供する配合飼料をいう。)	14.0	2.0	0.50	0.40	5.5	9.0	74
ウ) 肉豚肥育用配合飼料 (体重がおおむね70kgを超えた豚の肥育の用に供する配合飼料をいう。)	12.0	1.5	0.45	0.35	6.5	9.0	73
エ) 種豚育成用配合飼料 (体重がおおむね60kgを超え120kg以内の種豚の育成の用に供する配合飼料をいう。)	12.0	1.5	0.70	0.55	8.5	10.0	67
オ) 種豚飼育用配合飼料 (体重がおおむね120kgを超えた種豚の飼育の用に供する配合飼料をいう。)	11.5	1.5	0.70	0.55	10.0	10.5	66

注 配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。

(3) ～ (5) (略)

2 ～ 3 (略)